

I. 高等教育制度の概観

(1) 高等教育所管官庁

1998年に制定されたベトナムの教育法（Education Law）¹では、教育訓練省（Ministry of Education and Training: MOET）が高等教育を含む国の教育管理に責任を負うことが規定されている。なお、大半の教育機関が教育訓練省の所管であるが、他の省庁が所管する高等教育機関も存在する。

(2) ベトナムの教育制度と教育課程

ベトナムの教育制度は、教育法第4条が定めるところにより、正規教育と生涯教育²により構成されている。また、学校種、標準修業年限、学位の取得要件等の基本的事項についても、教育法で定めている。

初等中等教育は5-4-3制（初等教育5年、前期中等教育4年、後期中等教育3年）であるが、義務教育は、2009年の教育法改正により、5歳児を対象とする1年の就学前教育が追加され、これに初等教育5年と前期中等教育4年を合わせた10年間である。高等教育機関への進学を望む者は、高等学校卒業時に、中等教育修了と高等教育機関入学のための統一試験である全国中等教育修了試験³を受験する必要がある。

学年暦は、初等中等教育においては9月～1月、1月～5月の二学期制がとられている。一学期と二学期の間にテト⁴と呼ばれる旧正月の前後1～2週間程度の休暇が入る。大学においては、9月～1月、2月～7月のセメスター制が一般的となっている。

表1：教育段階・標準修業年限

		標準修業年限	代表的な教育提供機関
就学前教育		-	幼稚園など
初等教育		5年	小学校
前期中等教育		4年	中学校
後期中等教育		2～3年	高等学校
		3～4年	中級職業学校
高等教育	準学士課程	2～3年	短期大学、大学
	学士課程	4～6年 ⁵	大学
	修士課程	1～2年	大学院
	博士課程	2～4年 ⁶	大学院

（ベトナム2005年教育法及び2009年同法改正通知を基に大学改革支援・学位授与機構が作成）

¹ 原語は「Luật giáo dục」

² 生涯教育について、2005年の教育法改正までは教育法40条にノンフォーマル教育として定義されていたが、2005年の改正後は教育法44条に、生涯教育として定義されている。生涯教育は識字率を高めるためのプログラム、学習者のニーズに応じた教育プログラム、専門的能力を高めるためのプログラムなどにより構成されており、政府は生涯教育を発展させることにより、万人が教育を受けられる政策を行うこととされている。

³ 原語は「Kỳ thi trung học phổ thông quốc gia」

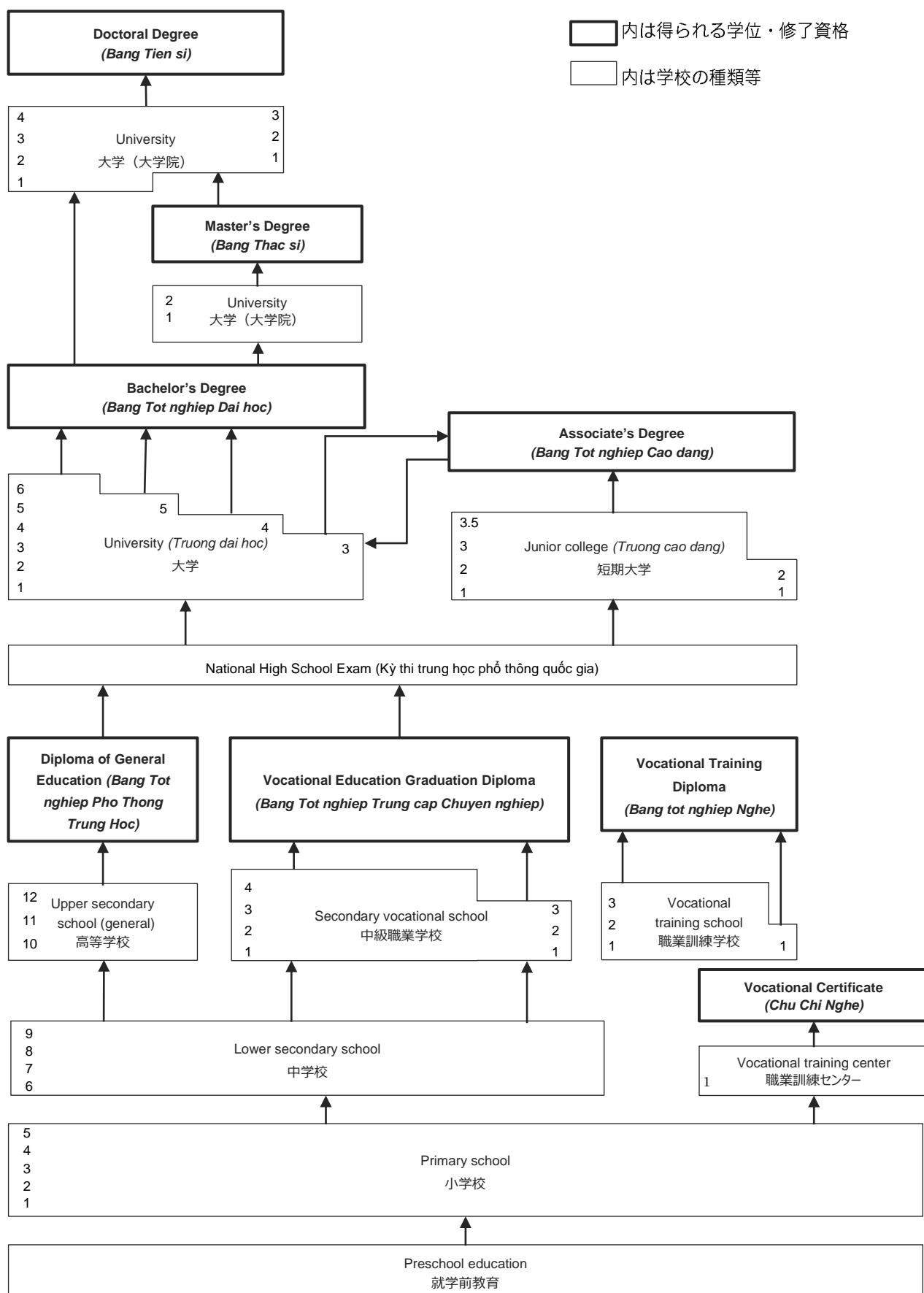
⁴ 原語は「Tết」

⁵ 専攻分野によっては、中級職業学校で同じ分野を専攻して卒業した者は大学編入後2年半～4年間で、短期大学が提供する準学士課程で同じ分野を専攻して卒業した者は、大学編入後1年半～2年間で卒業できる。

⁶ 大学卒業者は4年、修士課程修了者は2～3年と定められている。

BRIEFING ON VIETNAM: Quality Assurance in Higher Education

図 1：学校教育制度



(ベトナム教育訓練省の協力を得て大学改革支援・学位授与機構が作成)



BRIEFING ON VIETNAM: Quality Assurance in Higher Education

(3) 高等教育機関の種類

高等教育については、教育法により、短期大学は準学士の課程を、大学は準学士、学士、修士、博士の各課程をそれぞれ置くことができる。なお、2012年に制定された高等教育法（Higher Education Law）⁷第7条によれば、高等教育機関の種類は次のとおりとなっている。

「」内の表記は原語

- a) 短期大学 「Trường cao đẳng」
- b) 大学 「Trường đại học」、学院 「Học viện」
- c) 地方大学 「Đại học vùng」、国家大学 「Đại học quốc gia」
- d) 博士課程の設置を認められた科学研究院 「Viện nghiên cứu khoa học được phép đào tạo trình độ tiến sĩ」

このうち、「学院」とは各省庁や政府機関が所管する専門職人材の育成を行う機関を指し、国家銀行が所管する銀行学院、党中央執行委員会が所管する報道宣伝学院、厚生省が所管する伝統医薬学院などがある。「地方大学」とは、1994年4月に施行された政令を受けて、地方の複数の大学が統合されて設置された総合大学であり、フエ大学（Hue University）、ダナン大学（The University of Danang）、タイグエン大学（Thai Nguyen University）の3校がある。「国家大学」については、高等教育法の第8条により、国の教育と科学技術研究の拠点として、教育・科学研究活動、財政、国際関係、組織構造に関して大きな裁量を持つことが定められており、ベトナム国家大学ハノイ校（Vietnam National University, Hanoi）及びベトナム国家大学ホーチミン校（Vietnam National University – Ho Chi Minh City）の2校がある。このほか、高等教育法により、外資系の高等教育機関、外国大学との共同教育プログラム及び外国大学のベトナム事務所の設置が認められている。

(4) 高等教育機関の規模

2014年度において、大学と短期大学は436校あり、約236.4万人の学生が学んでいる（表2）。公立と非公立の割合を見ると、図2のとおり、大学では機関数の7割以上、学生数の約9割を公立大学が占めている。短期大学については、機関数の約9割、学生数の8割以上を公立の機関が占めており、ベトナムにおいては、機関数及び学生数共に公立の機関が占める割合が高いことがうかがえる。

表2：高等教育機関数及び学生数（2014年度）

	設置区分	機関数	学生数
大学	公立	159	1,596,754
	非公立	60	227,574
	計	219	1,824,328
短期大学	公立	189	453,568
	非公立	28	86,046
	計	217	539,614

（ベトナム教育訓練省の統計を基に大学改革支援・学位授与機構が作成）

図2：大学及び短期大学における公立・非公立別機関数及び学生数（2014年度）



⁷ 原語は「Luật Giáo dục đại học」



II. 国の質保証システムの概観

(1) 発展経緯

1986年の第6回共産党大会にて採択された市場経済システムの導入等を柱としたドイモイ（刷新）政策の開始以降、ベトナムの高等教育はその規模、教育機関の多様性など着実に進展を遂げた。また、高等教育セクターの急激な拡大に伴い、高等教育システム全体の質の問題が顕在化したため、21世紀に入ると質保証に関する様々な施策が打ち出された。

1998年の教育法制定（2005年及び2009年改正）

1998年に、ベトナム史上初めて、就学前教育から高等教育、職業教育までの全教育段階について網羅的に体系化した教育法が制定された。この教育法は、ドイモイ路線による改革・開放政策によってベトナム社会の市場化が進行する中、これに対応した包括的かつ体系的な教育理念を打ち出すべく起草されたものである。

同法は2005年に全面的な改正がなされ、高等教育の質保証に関しても、第17条に新たに第三者評価に関する条文が盛り込まれた。同条では、すべての教育機関は教育の目標・内容の達成状況を確認するため、教育の質に関する評価（アクレディテーション）を定期的に受審すること、また実施の責任を教育訓練大臣に求めることが明記された。

さらに、2009年の改正により、準学士課程、学士課程、修士課程及び博士課程の開設など高等教育機関が行う教育活動の認可を教育訓練大臣が行うことが明記され、それまで首相にあった課程の開設許可に係る権限が教育訓練大臣に移譲された。また、教育訓練省は他省庁と協力して、特定分野の教育を受けた大学卒業者に対して、応用スキルを習得するための集中教育を行うことなどが新たに盛り込まれた。⁸このほか、教育機関による教育の目標や提供する課程、資源や財務、評価結果や授与する資格の公開が定められた。

質保証制度の整備

ベトナムにおける教育の質保証に対する関心の高まりは、1990年代にさかのぼる。教育の質に関する議論を受け、1995年にベトナム国家大学ハノイ校にCEQARD（Center for Education Quality Assurance and Research Development）が設置され、続いて、1998年にベトナム国家大学ホーチミン校にCETQA（Center for Educational Testing and Quality Assessment）が設置されるなど、質保証の体制が徐々に整備されてきた。そして、2002年に、後述する政府の評価部門が設置されて以降、第三者評価に関する体制がさらに整えられ、世界銀行などからの支援を受け、また欧米や東南アジア諸国などの事例を参照しながら取り組みが進められてきた。

政府における評価部門の設置

2002年、政府は教育訓練省高等教育局内に教育の質に関する評価部門（Division for Educational Quality Accreditation, Department of Higher Education, MOET）を設置し、評価事業の本格実施に向けた国としての体制整備を始めた。2003年には同省に教育試験・アクレディテーション局（General Department of Education Testing and Accreditation: GDETA）が設置された。

高等教育改革政策（2006–2020）の策定

2005年には、2020年までの高等教育改革アジェンダ（The Higher Education Reform Agenda 2006–2020: HERA）が策定され、計画には、高等教育機関間のネットワークの構築、研究や進路選択を支援するカリキュラムの構築、高等教育への就学率の向上、教職員の資質の向上などの政策が盛り込まれた。

2012年の高等教育法制定

2012年に高等教育法が制定され、翌年から施行された。同法は、同国における高等教育に関する諸規則を初めて体系的に示した法律であり、12章、全73条で構成されている。これによって、各高等教育機関が機関の内部に高等教育の質保証を所管する組織を設けること、及び定期的に自己評価を行い、第三者評価を受けることが義務化された。また、外国機関との共同教

⁸ ただし、短期大学や大学進学準備学校に関する決定は教育訓練大臣が行い、大学の設置等に関する決定は首相が行うとする2005年法の条文については、そのまま2009年法に引き継がれている。



BRIEFING ON VIETNAM:

Quality Assurance in Higher Education

育プログラムや外国大学のベトナム事務所設立など高等教育の国際化に関する条文も追加された。

評価機関の設立

2013年に、高等教育機関に対し第三者評価を行う機関として、ベトナム国家大学教育ア krediteーションセンター（VNU-CEA）と、ベトナム国家大学ホーチミン校教育ア krediteーションセンター（VNU-HCM EAC）の2機関が設置され、第三者評価を行う準備が整えられた。2016年7月現在、4つの機関が第三者評価機関としてGDETAによって認証されている（p.8の一覧を参照）。

(2) 国の質保証のメカニズム

大学が自ら行う質保証活動については、国家的に内部質保証の取組みが推進されており、2012年に制定された高等教育法により、大学内部における質保証部門の設置が義務付けられている。他方、外部質保証の仕組みとしては、高等教育法及び教育訓練省による通知により、定期的な自己評価書の作成と先述の第三者評価機関による評価の受審が義務付けられている。

(3) 国の資格枠組

2014年、ASEAN諸国における域内の労働者の流動性促進及び資格や単位の認証支援を目的として、ASEAN地域の資格参照枠組（ASEAN Qualifications Reference Framework: AQRf）が策定された。同枠組を利用することにより、各国の資格枠組の中に位置づけられている資格の比較や理解が容易になることが期待されている。

これらの動きを踏まえ、ベトナムにおいても、2016年内の資格枠組の策定を目指し作業が進められてきた。2016年10月には、ベトナム国家資格枠組（Vietnamese Qualifications Framework: VQF）に関する首相決定が通達され、枠組の目的、対象範囲、構造、導入に当たり関係する省庁⁹の役割などが示された。

VQFでは、ベトナムにおける資格・学位を8つのレベル（表3参照）に区分し、各レベルにおける学習成果の水準や最低学習量（表4参照）が示されている。

なお、教育訓練省によれば、学士レベルの学位名称や修業年限及び必要単位数は表5のとおりとなっている。

表3：ベトナム国家資格枠組（VQF）に定められている資格・学位

レベル	中等教育	職業教育	高等教育	
8	/	/	博士 (Bằng Tiến sĩ)	
7			修士 (Bằng Thạc sĩ)	
6			学士 (Bằng Đại học)	
5			準学士 (Bằng Cao đẳng)	
4			中級職業学校資格 (Bằng Trung cấp)	
3			/	準学士 (Bằng Cao đẳng)
2				サーティフィケート III (Chứng chỉ III)
1				サーティフィケート II (Chứng chỉ II)
1	サーティフィケート I (Chứng chỉ I)			

(2016年10月18日付 1982/QĐ-TTg 号政府首相決定を基に大学改革支援・学位授与機構が作成)

⁹ 通知には教育訓練省（Ministry of Education and Training）、労働傷病兵社会省（Ministry of Labour Invalids and Social Affairs）、財務省（Ministry of Finance）の3省の役割について示されている。



BRIEFING ON VIETNAM:

Quality Assurance in Higher Education

表 4 : ベトナム国家資格枠組 (VQF) に定められている資格・学位及び最低学習量 (最低修得単位数)

レベル	資格・学位	最低学習量 (最低修得単位数)
8	博士 (Bằng Tiến sĩ)	90-120 単位
7	修士 (Bằng Thạc sĩ)	30-60 単位
6	学士 (Bằng Đại học)	120-180 単位
5	準学士 (Bằng Cao đẳng)	60 単位
4	中級職業学校資格 (Bằng Trung cấp)	高校の卒業証明書を有する者については 35 単位、中学校の卒業証明書を有する者については 50 単位
3	サーティフィケート III (Chứng chỉ III)	25 単位
2	サーティフィケート II (Chứng chỉ II)	15 単位
1	サーティフィケート I (Chứng chỉ I)	5 単位

(2016 年 10 月 18 日付 1982/QĐ-TTg 号政府首相決定を基に大学改革支援・学位授与機構が作成)

表 5 : 各分野における学士レベルの学位名称と修業年限及び必要単位数

専攻	学位	ベトナム語表記	修業年限	必要単位数
経済、法学、教育、基礎科学(数学、物理、化学、生物)等	各分野の学士	Bằng cử nhân	3.5-4 年	120
工学	工学士	Bằng kỹ sư	4.5 - 5 年	150
建築	建築学士	Bằng kiến trúc sư	4.5 - 5 年	150
医学	医学博士	Bằng bác sĩ	6 年	180
	保健学士	Bằng cử nhân y khoa	3.5-4 年	120
薬学	薬学博士	Bằng dược sĩ dược	5 年	150
	学士	Bằng cử nhân	3.5-4 年	120
その他の一般的な学士レベルの分野	学士	Bằng đại học	3.5-4 年	120

(ベトナム教育訓練省提供資料を基に大学改革支援・学位授与機構が作成)

Ⅲ. 質保証に関する各制度の概要

(1) 設置認可および教育活動認可制度

大学の設置、活動停止、統合、分離・分割、解散に関する条件及び手続きについては、首相により具体的に定められることが教育法及び高等教育法に規定されている。大学の開学にあたっては、下記のとおり「設置認可」のための第 1 段階と、開学のための「教育活動認可」の第 2 段階の 2 つの段階を経て決定される。

(第 1 段階：首相による計画の承認：設置認可)

- ・ 大学新設計画書を教育訓練省に提出
- ・ 教育訓練省は書面確認・現地視察により計画書を審査の上、首相に対し設置を求める推薦状を发出
- ・ 首相により計画承認の判定

(第 2 段階：開学の準備と最終的な認可の判定：教育活動認可)

- ・ 開学の準備 (インフラ整備、職員採用、カリキュラムの策定)
- ・ 教育訓練省を含む複数の省 (計画省、財務省等) が設置計画の進捗状況を設置基準に照らして評価の上、首相に開学についての最終報告書を提出
- ・ 首相により教育活動認可の最終判定



BRIEFING ON VIETNAM:

Quality Assurance in Higher Education

従来は、教育法が大学設置の際の要件となっていたが、2009年に首相決定第7号（07/2009/QĐ-TTГ）により、大学の設置・活動停止・解散等についての個別の基準が別途設けられた。このうち、大学の設置に関する基準は6項目で構成され、大学設置計画における目標、教育の分野・内容、組織、管理運営、校地、投資計画等を明示することや、学生一人当たりの教員数や校地面積、設置に必要な資金を確保することが定められている。なお、設置認可・教育活動認可の条件、手続き及び審査については、高等教育法に明記されている。

大学設置後は、年次報告書の提出や教育訓練省主催の年次会議への出席が義務付けられており、また、定期的に自己評価報告書を作成し、第三者評価を受審することが求められている。

(2) 内部質保証システムの構築

高等教育法第50条において、大学は内部質保証システムを構築することが求められている。具体的には、内部質保証を管轄する組織を学内に設置し、教育の質について自己評価を実施し、自己評価結果に基づき自ら改善し向上を図ることが定められている。

(3) 第三者評価

2005年に改正された教育法17条に、教育の評価は各教育機関において定期的実施され、評価結果を公開する義務が定められている。高等教育機関は、教育訓練省による認可を受けて設立された後、5年ごとに第三者評価として、アクレディテーションを受審しなければならない。高等教育における質保証と第三者評価については、高等教育法第7章に、表6のとおり定められている。

表6：高等教育法第7章の条項

高等教育法 第7章 高等教育の質保証と第三者評価	
第49条	高等教育における評価の目標、原則、対象
第50条	高等教育の質保証における高等教育機関の責任
第51条	高等教育における評価に関する高等教育機関の任務と権限
第52条	高等教育における評価の組織
第53条	評価結果の活用

上記のうち、高等教育における評価の目標、原則、対象については表7のとおりとなっている。

表7：高等教育法第49条に規定される高等教育における評価の目標、原則、対象

目標	a	高等教育の質を保証し、これを向上させること
	b	各段階における高等教育の目標に合わせて、高等教育機関の水準もしくはカリキュラムを確認すること
	c	高等教育機関が、権限を持つ各国家管理機関および社会に対して、教育の質の状況について説明を行うための根拠とすること
	d	学習者が高等教育機関やカリキュラムを選択する上での基礎とすること
原則	a	独立性、客観性があり、法律に準ずること
	b	正確であり、公開性、透明性があること
	c	平等性、強制力があり、定期的であること
対象	a	高等教育機関
	b	高等教育の各水準におけるカリキュラム

◇ 第三者評価の担当部門

第三者評価に係る基準やプロセス、実施要項の策定、実際の評価プロセスの運営管理は教育訓練省の教育試験・アクレディテーション局（General Department of Education Testing and Accreditation: GDETA）が所管している。GDETAは2003年に設置された教育訓練省の一部門で、評価に係る基準や要項の策定（高等教育段階のみならず就学前教育から初等中等教育



BRIEFING ON VIETNAM:

Quality Assurance in Higher Education

段階も対象) や評価者、大学の評価担当者向けの研修などの人材育成事業も行っている。このほか、同部門は、外国で取得された学位の認証、また、中等教育修了と統一的な大学入試の役割を併せ持つ全国中等教育修了試験の実施を所管している。

第三者評価は、GDETA により設計された評価の枠組みをもとに、GDETA によって認証されている評価機関がアクレディテーションを実施する。2016 年 4 月現在、ベトナムには下記の 4 つの評価機関があり、高等教育機関は、複数ある評価機関の中から地域等を勘案して、機関を選択することとなる。評価機関は、大学内に設置されているが、教育・研究部門等より独立性を有し、自大学を除く全ての高等教育機関・プログラムの適格認定をする権限が付与されており、政府を含むいかなる第三者からも干渉されずに、高等教育機関やプログラムが評価基準を満たしているかについて決定を下すことができる。なお、2014 年には第三者評価が開始し、2016 年 7 月現在では VNU-CEA 及び VNU-HCM EAC が合わせて 13 機関へのアクレディテーションを実施した。

<GDETA に認証されている評価機関：4 機関> []内は設立年

ベトナム国家大学教育アクレディテーションセンター [2013 年] ハノイ VNU Center for Education Accreditation: VNU-CEA
ベトナム国家大学ホーチミン校教育アクレディテーションセンター [2013 年] ホーチミン VNU-HCM Educational Accreditation Center: VNU-HCM EAC
ダナン大学教育アクレディテーションセンター [2015 年] ダナン Center for Education Accreditation – The University of Danang: CEA-UD
ベトナム大学・短期大学協会教育アクレディテーションセンター [2015 年] ハノイ Centre for Education Accreditation under Association of Vietnam's universities and colleges: CEA-AVU&C

◇ 第三者評価の評価基準

GDETA によって大学、短期大学、職業訓練機関の 3 つの機関種別に、機関を総合的に評価する機関別評価の評価基準が定められているほか、高等教育機関全般に対するプログラム評価の基準も定められている。各基準の下に基準の内容を具体化した指標が設けられている。なお、大学については、機関別評価の 10 基準の下に 61 にわたる指標が設けられており、このうち指標全体の 80 パーセント以上が満たされていれば適格認定の判断が下される。

() 内の数字は当該基準に係る指標の数

・機関別評価基準 (大学)

- | | |
|-----------------------|--------------|
| 1. 使命・目的 (2) | 6. 学生 (9) |
| 2. 組織・管理 (7) | 7. 研究・開発 (7) |
| 3. カリキュラム・教育プログラム (6) | 8. 国際交流 (3) |
| 4. 教育活動 (7) | 9. 施設・設備 (9) |
| 5. 人的資源 (8) | 10. 財務管理 (3) |

・機関別評価基準 (短期大学)

- | | |
|-----------------------|--------------|
| 1. 使命・目的 (2) | 6. 学生 (4) |
| 2. 組織・管理 (9) | 7. 研究・開発 (5) |
| 3. カリキュラム・教育プログラム (6) | 8. 施設・設備 (8) |
| 4. 教育活動 (9) | 9. 財務管理 (3) |
| 5. 人的資源 (7) | 10. 社会連携 (2) |

・機関別評価基準 (職業訓練機関)

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 1. 目的 (2) | 6. 学生 (7) |
| 2. 組織・管理 (8) | 7. 研究・開発及び国際交流 (3) |
| 3. カリキュラム・教育プログラム (4) | 8. 施設・設備 (8) |
| 4. 教育活動 (10) | 9. 財務管理 (4) |
| 5. 人的資源 (8) | 10. 社会連携 (3) |



BRIEFING ON VIETNAM:

Quality Assurance in Higher Education

・プログラム別評価基準（高等教育全般）

- | | |
|---------------------|------------------|
| 1. プログラムの目標と成果基準（3） | 7. 支援職員（5） |
| 2. プログラムの全体像（3） | 8. 学習者と学習支援活動（5） |
| 3. カリキュラムの構造と内容（3） | 9. 施設・設備（5） |
| 4. 教育と学習の方法（3） | 10. 質の向上（6） |
| 5. 学習成果の評価（5） | 11. 成果（5） |
| 6. 教員（7） | |

◇評価プロセス

1. 自己評価の実施

- ・大学は自己評価を実施し、受審先として選定した評価機関に自己評価書を提出する。

2. 評価機関によるアクレディテーションの実施

- ・評価機関は、大学から提出のあった自己評価書について、必要事項がそろっているか確認を行う。
- ・評価機関により選定された評価チームが書面及び訪問調査¹⁰を実施し、評価結果報告書を作成し、大学に送付する。大学から意見があれば、必要に応じて反映する。
- ・評価結果報告書を確定する。
- ・評価指標全体の80%を満たしている大学は、「適格認定(Recognition)」のための申請をする。評価機関に設置されたアクレディテーション委員会により、適格・不適格の最終判定がなされる。
- ・最終判定から30日経過した後、評価機関の長により、適格認定の証書が発行される。

3. 評価結果の通知・公表

- ・評価結果は、大学に通知されるとともに、評価機関や大学のウェブサイトにより公表される。

◇評価者に対する研修

評価機関から評価者として選出されるためには、評価報告書の書き方やインタビューの仕方に関する1ヵ月ほどの研修を受講し、修了証を得る必要がある。さらに、評価チームのリーダーや大学に常設された内部質保証委員になるにあたっては、研修終了後にGDETAが年に2度実施する試験を受験して合格し、評価者としてのライセンスを得る必要がある。ライセンス取得に当たっては、修士課程を修了していること、10年以上大学等で実務経験があることが求められる。

なお、2016年4月時点では、約400名が評価者研修を修了しており、このうち約140名が試験に合格し、ライセンスを取得している。

◇評価の周期

高等教育機関は5年に一度アクレディテーションを受審しなければならない。¹¹

◇判定の方法

適格と不適格の2種類の判定が下される。不適格と判定された高等教育機関は、評価機関の判定について、異議申し立てを行うことができる。異議申し立ては、まず、評価機関に申し立てを行い、そこで解決できなかった場合には教育訓練省に申し立てることができる。

◇評価結果の活用

評価結果は、GDETA及び各大学のウェブサイトにて公表される。また、高等教育法第53条によると、高等教育の質、高等教育機関の位置づけを定める際、大学が自主権や自己責任を行使する際、大学に投資の支援や任務を割り当てる際、国や社会が高等教育機関の活動を監督する際に活用される。

¹⁰ 本格的な訪問調査の前に、評価チームの一部または全員で事前の訪問調査を実施している。

¹¹ 2012年12月28日付教育訓練省通知（No.62/2012/TT-BGDĐT dated 28 Dec.）



◇外国の高等教育機関との共同プログラム等におけるアクレディテーション

ベトナムの高等教育機関が、外国の高等教育機関と共同プログラムを実施する際、あるいは外国の教育プログラムをベトナムで実施する場合には、当該プログラムはベトナムまたはベトナムにおいて認められている国際的な評価機関の認証を受けている必要がある。また、ベトナムでは、高等教育機関において、外国からの投資による共同の職業訓練プログラムが実施されており、当該プログラムの実施に当たっては、「教育分野における外国からの協力及び投資に関する政令¹²」により、教育訓練省や労働傷病兵社会省(Ministry of Labour-Invalids and Social Affairs: MOLISA)により認証された評価機関のアクレディテーションを定期的に受けることが必要であると定められている。

IV. 質保証システムの課題

ベトナムでは大学全般の教育の質を向上させることが急務であると考えられているが、教育の質保証の歴史がまだ浅いことから、質保証システムの充実に向けた体制の整備や、大学関係者が質保証への意識をいかに高め、ベトナム国内において質保証文化を醸成していくかが大きな課題となっている。

このような中、これまで GDETA が中心となり実施してきた質保証の取組みの成果が徐々に表れつつある。現在、ベトナムの高等教育機関では自己評価が実施され、多くの機関には内部質保証のための部署が設置されている。2014 年には、第三者評価機関によるアクレディテーションが始まり、教育訓練省によれば、2016 年 6 月現在では、207 の大学と学院及び 209 の短期大学が自己評価を完了し、13 機関がアクレディテーションを受審している。GDETA は、全高等教育機関に対するアクレディテーションの実施を当面の目標としつつ、各機関の発展や競争力の向上のため、ベトナムの高等教育機関の長や教職員に対して、質保証の重要性に対する認識を今後さらに普及・向上させていくとしている。

¹² Decree of foreign cooperation and investment in the field of education (No.73/2012/NĐ-CP dated 26 Sep.)



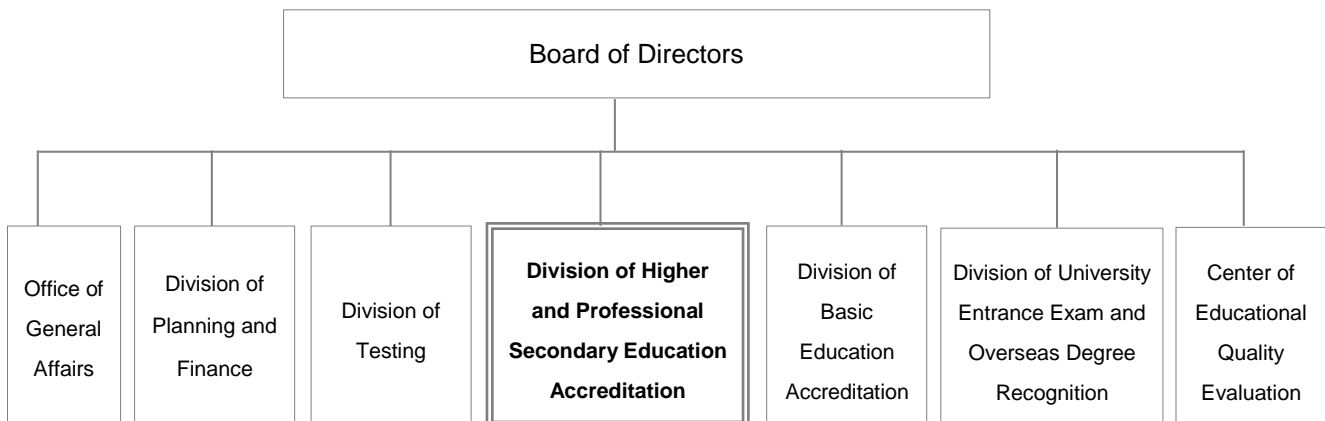
BRIEFING ON VIETNAM:
Quality Assurance in Higher Education

別添 1

ベトナム教育訓練省教育試験・アクレディテーション局 (GDETA) の概要

英文名称：	General Department of Education Testing and Accreditation (GDETA), Ministry of Education and Training
設置年：	2003年（政令に基づき設置）
設置形態：	教育訓練省内の一部門
所在地：	ベトナム・ハノイ
代表者：	Assoc. Prof. Dr. Mai Van Trinh (Director General)
設立目的：	政府の管理運営機能について教育訓練大臣を補佐すること。特に、国レベルの評価業務（Testing and Accreditation）を管理・実施すること。
組織体制：	局長、副局長の下、7部門・約35名のスタッフで構成（2016年4月時点） このうち、高等教育及び職業訓練の質保証に関する業務は、Division of Higher and Professional Secondary Education Accreditation が担っている。 （下の別表1を参照）
主な活動：	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な種類の教育機関（就学前教育から高等教育に及ぶ）や教育課程を対象に評価（アクレディテーション）に関する基準や規則・ガイドラインを策定・公表すること ・ 第三者評価機関の認証を行うこと ・ 外部評価者及び質保証・評価（アクレディテーション）部門の関係者に対し研修・訓練を実施すること ・ 基準に適合する教育機関や課程に対し、適格認定についての証明書を交付すること
国際協働状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ APQN（アジア太平洋質保証ネットワーク） ・ INQAAHE（高等教育質保証機関の国際ネットワーク） ・ AQAN（ASEAN 質保証ネットワーク）
ウェブサイト：	http://en.moet.gov.vn/

別表1 GDETA の組織図



（GDETA 提供資料を基に大学改革支援・学位授与機構が作成）



BRIEFING ON VIETNAM:

Quality Assurance in Higher Education

出典（原典）・参考資料・参考ウェブサイト

- 河井栄一（2013）, アジアの高等教育と留学事情, *Between* 2013 2-3 月号, pp.32-33
- 近田政博訳（2009）, 「ベトナム 2005 年教育法」,
http://ir.nul.nagoya-u.ac.jp/jspui/bitstream/2237/13560/1/Vietnam_Education_2005.pdf
- 近田政博訳（2014）, 「翻訳 ベトナム高等教育法」, 名古屋大学高等教育研究センター編『名古屋大学高等教育研究』第 14 号, pp.299-337
- 近田政博（2005）, 「近代ベトナム高等教育の政策史」, 多賀出版
- Australian Government, *Country Profile Vietnam*,
<https://internationaleducation.gov.au/cep/Asia-Pacific/Vietnam/Education-System/Pages/SystemDiagram-Default.aspx>（2016 年 9 月 13 日アクセス）
- Australian Government, *Vietnam higher education quality assurance system and developments*
<http://www.austrade.gov.au/ArticleDocuments/3507/Vietnam%20Quality%20Assurance%20System%20and%20Development%2026%20June%202014.pdf.aspx>（2016 年 9 月 13 日アクセス）
- EP-Nuffic, *Education system Vietnam; The Vietnamese education system described and compared with the Dutch system*, 2015 年
<https://www.nuffic.nl/en/library/education-system-vietnam.pdf>（2016 年 9 月 13 日アクセス）
- Nguyen Huu Cuong, Ta Thi Thu Hien and Nguyen Thi Thu Huong, (2016). A Decade of Higher Education Quality Assurance and Accreditation in Vietnam: What Have We Earned and What Have We Learned?, *In Proceedings of International Conference Towards Excellence in Leadership and Management in Higher Education*, July 28-29, 2016, pp.164-180
- Pham Thanh Nghi. (2010). The Higher Education Reform Agenda: A Vision for 2020 In H. Grant, H. Martin, & N.T. Pham(eds.), *Reforming higher education in Vietnam*. Springer, p.51
- Pham Xuan Thanh, *Higher Education Quality Assurance in Vietnam and Improvement for Better Collaboration*,
http://www.britishcouncil.vn/sites/britishcouncil.vn/files/ged_2013_day_1_group_2_dr_pham_xuan_thanh.pdf
- Pham Xuan Thanh, *Vietnam country report: Quality Assurance Development*, 大学評価・学位授与機構主催「日本・ASEAN インフォメーション・パッケージに関する内部セミナー」(2010 年 9 月)
- SHARE Project Management Office, *ASEAN Qualifications Reference Framework and National Qualifications Frameworks State of Play Report*, August 2015
- UNESCO-IBE, *World Data on Education, 7th Edition (2010/11) : Vietnam*
http://www.ibe.unesco.org/sites/default/files/Viet_Nam.pdf
- Vietnamese Education Law 2009
http://moj.gov.vn/vbpg/en/lists/vn%20bn%20php%20lut/view_detail.aspx?itemid=10475#（2016 年 9 月 1 日アクセス）
- Vietnamese Government, Ministry of Education and Training ウェブサイト
<http://www.moet.gov.vn/?page=1.19&view=1352>（2016 年 7 月 8 日アクセス）
- Vietnamese Government Portal ウェブサイト
<http://www.chinhphu.vn/portal/page/portal/English>（2016 年 9 月 1 日アクセス）
- Vietnamese Education Law 2009 Amendment
http://www.moj.gov.vn/vbpg/en/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=10475（2016 年 12 月 20 日アクセス）
- Vietnamese Higher Education Law 2012
http://www.moit.gov.vn/Images/FileVanBan/_08_2012_QH13_12217280.pdf（2016 年 9 月 1 日アクセス）
- VNU Center for Education Accreditation ウェブサイト
<http://cea.vnu.edu.vn/content/muc-luc-cac-van-ban-lien-quan-den-kiem-dinh-chat-luong-giao-duc-dai-hoc-va-tc-cn>（2016 年 9 月 1 日アクセス）

資料作成：評価事業部 国際課
2017 年 1 月

